

回覧

令和3年1月7日

自治会員の皆様へ

茂原市市民部生活課

文書配布（自治会回覧）における感染症予防について

日頃より自治会活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、市では原則として毎月第1木曜日に、市行政に係る文書配布（自治会回覧）を各自治会長の皆様をお願いしています。

自治会を通じた回覧や毎戸配布は、市行政に係る情報をお伝えする大切な手段であり、特にご家庭にインターネット環境をお持ちでない方や、広報もばらを新聞折り込みによって入手できない方にとって非常に重要であると考えておりますが、一方では回覧板を介しての感染をご心配されるご意見もお寄せいただいております。

1月4日時点において、国が千葉県を含む地域に緊急事態宣言の発令を検討しているとの報道がなされていますが、自治会を通じた回覧や毎戸配布を行う上では、以下の点にご注意のほどお願い申し上げます。

- **回覧板（バインダー）については、なるべく直接の手渡しを避け、可能な限りポスト等への投函で受け渡す**
- **回覧板を受け取った後は、買い物や外出等の日常生活と同様に、石鹸による手洗いやアルコールによる消毒を行う**
- **役員等の複数人が集まって文書の仕分け等を行う際は、密閉・密集・密接を避け、定期的な換気を行うとともに、風邪等の症状のある方の参加をご遠慮いただく**

※令和3年1月に配布した新しい回覧板（バインダー）は、耐水紙を使用し、アルコール消毒も可能となっています。

※自治会回覧した文書につきましては、一部地区のみ配布する文書等を除き、「自治会回覧見逃し配信サービス」に掲載しておりますので、併せてご利用ください。

担当

茂原市道表1番地

茂原市市民部生活課市民活動支援センター

TEL20-1505 FAX20-1600



自治会回覧見逃し配信サービス

<http://www.city.mobara.chiba.jp/0000005068.html>

裏面もご覧ください